

保護者様

新温泉町立浜坂中学校長
邑橋 孝弘

出席停止についてのお知らせ

学校感染症（ ）にかかれたという連絡を受けました。
学校保健安全法の規定により、医師が登校してもよいと認めるときまで出席停止を指示します。
なお、医師から登校の許可が出ましたら、下記の許可書をいただいて学校に提出してください。

出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則 第19条

第2種学校感染症

- ・インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
 - ・百日咳 特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
 - ・麻疹（はしか） 解熱後3日を経過するまで
 - ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） . 腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・風疹（三日はしか） 発疹が消失するまで
 - ・水痘（みずぼうそう） すべての発疹が痂皮化するまで
 - ・咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状消退後2日を経過するまで
 - ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
 - ・その他の感染症（溶連菌感染症・ウイルス性肝炎
手足口病・伝染性紅斑ヘルパンギーナ・
マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症など）
- 必要があれば、学校医等の意見を聞き、
第3種の感染症として措置をとることができる。

依頼書

主治医様

新温泉町立浜坂中学校長 邑橋 孝弘

上記の生徒について、登校に支障がなければ、下記の許可をお願いします。

登校許可書

学校長様

年 組 氏名

- ・学校感染症名 インフルエンザ (A型 ・ B型)
- ・出席停止期間 月 日 () ~ 月 日 () まで
- ・登校可能日 月 日 () から登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印